

議案第 13 号

橋本市火災予防条例の一部を改正する条例について

橋本市火災予防条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 25 年 11 月 25 日 提出

橋本市長 木下 善之

橋本市火災予防条例の一部を改正する条例

橋本市火災予防条例(平成 18 年橋本市条例第 226 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(住宅用防災警報器の設置及び維持に関する基準)</p> <p>第 29 条の 3 住宅用防災警報器は、次に掲げる住宅の部分(第 2 号から第 5 号までに掲げる住宅の部分)にあっては、令別表第 1(5)項口に掲げる防火対象物又は(16)項に掲げる防火対象物の住宅の用途以外に供される部分のうち、もっぱら居住の用に供されるべき住宅の部分以外部分であつて、廊下、階段、エレベーター、エレベーターホール、機械室、管理事務所その他入居者の共同の福祉のために必要な共用部分を除く。)に設けること。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前号に掲げる住宅の部分が存する階(避難階(建築基準法施行令第 13 条第 1 号に規定する避難階をいう。以下この条において同じ。)を除く。)から直下階に通ずる階段(屋外に設けられたものを除く。以下この条において同じ。)の上端</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>2～6 略</p> <p>第 29 条の 4 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 住宅用防災報知設備は、その部分である法第 21 条の 2 第 1 項の検査対象機械器具等で令第 37 条第 4 号から第 6 号までに掲げるものに該当するものについてはこれらの検査対象機械器具等について定められた法第 21 条の 2 第 2 項の技術上の規格に、その部分である補助警報装置については住宅用防災警報器等規格省令に定める技術上の規格に、それぞれ適合するものでなければならぬ。</p> <p>5 略</p>	<p>(住宅用防災警報器の設置及び維持に関する基準)</p> <p>第 29 条の 3 住宅用防災警報器は、次に掲げる住宅の部分(第 2 号から第 5 号までに掲げる住宅の部分)にあっては、令別表第 1(5)項口に掲げる防火対象物又は(16)項に掲げる防火対象物の住宅の用途以外に供される部分のうち、もっぱら居住の用に供されるべき住宅の部分以外部分であつて、廊下、階段、エレベーター、エレベーターホール、機械室、管理事務所その他入居者の共同の福祉のために必要な共用部分を除く。)に設けること。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前号に掲げる住宅の部分が存する階(避難階(建築基準法施行令第 13 条の 3 第 1 号に規定する避難階をいう。以下この条において同じ。)を除く。)から直下階に通ずる階段(屋外に設けられたものを除く。以下この条において同じ。)の上端</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>2～6 略</p> <p>第 29 条の 4 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 住宅用防災報知設備は、その部分である法第 21 条の 2 第 1 項の検査対象機械器具等で令第 37 条第 7 号から第 7 号の 3 までに掲げるものに該当するものについてはこれらの検査対象機械器具等について定められた法第 21 条の 2 第 2 項の技術上の規格に、その部分である補助警報装置については住宅用防災警報器等規格省令に定める技術上の規格に、それぞれ適合するものでなければならぬ。</p> <p>5 略</p>

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。